

岩手県告示第964号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、一級河川馬淵川水系馬淵川上流圏域に係る河川整備計画を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課並びに盛岡広域振興局土木部岩手土木センター及び県北広域振興局土木部二戸土木センター並びに二戸市役所、八幡平市役所、葛巻町役場、軽米町役場及び一戸町役場に備えておいて縦覧に供する。

平成27年12月8日

岩手県知事 達 増 拓 也